

岩手県事業承継補助金

円滑な事業承継の実現に向けて、2つの取組を支援します!

事業承継を契機とした 新たな取組

概要

事業者の後継者又は後継予定者が中心となって、**新商品・役務の開発、業務・施設等の改善又は販路開拓等**によって収益力の向上を図る取組に係る費用を補助します

補助対象者

岩手県内に主たる事務所又は工場等を有する**中小企業者・小規模事業者及び個人**

※以下のいずれかに該当する必要あり
令和6年4月1日を基準日として…
・過去2年以内に事業承継を実施した
・3年以内に事業承継を行う計画を有する

※中小企業者等の定義は、こちらからご確認ください▶



中小企業庁HP

補助上限額(補助率)

100万円(2分の1)

補助対象経費

原材料費、備品機械設備等購入費、施設取得費・施設改修費、広報費など

第三者承継に向けて 専門家等を活用する取組

概要

譲渡予定の事業者が**専門家等からの助言を受けることによって、役員・従業員以外の第三者への経営資源の引継ぎ(事業譲渡)**を進める取組に係る費用を補助します

補助対象者

岩手県内に主たる事務所又は工場等を有する**小規模事業者及び個人**

※以下に該当する必要あり

・役員や従業員以外の第三者への事業譲渡を検討している譲渡予定者
・申請時点で、第三者承継に向け、支援機関や専門機関等に相談し、対応を受けている等一定程度の準備を行っている

補助上限額(補助率)

50万円(2分の1)

補助対象経費

謝金、旅費、委託費、システム利用料、保険料、許認可取得関連費など



応募にあたっては、事前に支援機関による事業計画等の確認が必要です。

応募をご検討の方は、公募要領等をよくお読みいただき、余裕をもって申請手続きを行ってください。

【お問い合わせ先】

岩手県商工会連合会

企業支援グループ 事業承継補助金担当

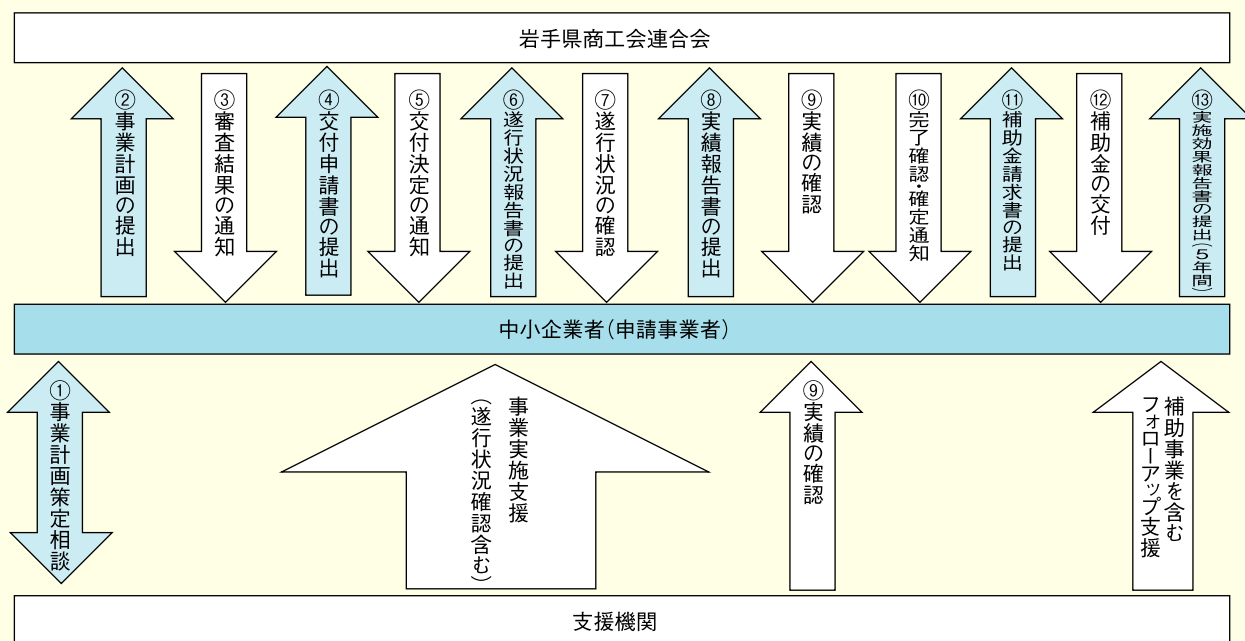
〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通1丁目3-8

TEL.019-622-4165

FAX.019-654-3363

Mail shinko@shokokai.com

事前準備から事業終了までの流れ



《支援機関》

- 県内9商工会議所 ● 県内25商工会 ● 岩手県中小企業団体中央会 ● 岩手県信用保証協会
- いわて産業振興センター(岩手県よろず支援拠点)
- 日本政策金融公庫(盛岡支店、一関支店、八戸支店)、岩手銀行、北日本銀行、東北銀行、盛岡信用金庫、宮古信用金庫、一関信用金庫、北上信用金庫、花巻信用金庫、水沢信用金庫

補助事業実施期間

交付決定日から2025年1月31日(金)

応募申請手続き

●提出書類

応募様式、直近2期分の決算書の写し等

※応募様式、必要書類は
岩手県商工会連合会ホームページから
ご確認ください▶



●提出方法

各提出書類1部を岩手県商工会連合会へ郵送
または持参

※郵送の場合、締切日当日消印有効

●提出先

〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通1丁目3-8
岩手県商工会連合会 企業支援グループ 事業承継補助金担当あて

●応募申請受付締切

事業承継を契機とした新たな取組

● 令和6年9月6日(金) 17時

第三者承継に向けて専門家等を活用する取組

- 一次：令和6年 9月6日(金) 17時
- 二次：令和6年10月4日(金) 17時
- 三次：令和6年11月8日(金) 17時
- 四次：令和6年12月6日(金) 17時